

## 一般社団法人岩手県テニス協会加盟登録料の見直しについて

### 趣旨

これまで、定款第9条第1項第2号に定める個人登録会員（岩手県テニス協会競技登録者、日本テニス協会が認定する資格取得者のほかこの法人の事業を賛助するために加盟登録した個人）が毎年度負担する会費（加盟登録料）を一律に見直して負担していただくとするもの。

### 見直しの内容

現行	改正
(1) 本協会競技登録者 ア 一般 2,000 円 イ 学生 1,000 円 ウ 60 歳以上 1,000 円 エ 高校生及び小中学生 500 円 ※ふるさと登録選手（見込まれる者）を含む	<u>個人登録会員が毎年度負担する加盟登録料は、2,000 円とする。</u>
(2) 公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本テニス協会が認定する資格取得者 500 円	
(3) 定款第24条に定める役員 500 円	
(4) 上記のほか本協会の事業を賛助するために加盟登録した者 500 円	
2 前項第1号の本協会の競技登録者については、岩手県在住者及び岩手県出身の学生とする。ただし、公益財団法人日本スポーツ協会が定める国民体育大会ふるさと選手制度により、岩手県をとして会長が認めた者については登録することができる。 ※重複する場合はいずれか高い方の登録料を納入する。	

### 見直しの理由

- (1) 競技登録については、普及の観点から、競技者を増やすため、高校生及び小中学生、学生、60歳以上は負担を軽減してきたが、大会参加者の年齢層の拡大や、各年代別大会の増加（今後増やす予定）から、差を設ける根拠が薄くなってきた。
- (2) 指導者、審判員等の資格者は、本協会の依頼を受けて活動することが多いことから、正会員や競技登録者と同等に相応の負担いただきたい。
- (3) 協会役員についても協会組織の維持のため正会員や競技登録者と同等に相応の負担いただきたい。
- (4) 協会運営について、大会参加者の減少、ボール代等の消耗品費、需用費等の経費の増加により、単年度収支赤字の状況が数年間続いており、組織運営に当たって会員からの負担も増やしていただきたい。
- (5) 県ランキングの発表、大会数、試合数増加等の競技者の満足度向上を図っていく。